

伊方訴訟ニュース

第24号

1975年8月16日

伊方原発訴訟を支援する会

すでにマスコミの報道によりご存じの通り、高松高裁の秋山正雄裁判長は、さる7月19日に、松山地裁が5月25日に決定した文書提出命令を、ほとんどそのまま認める決定を下しました。これに対する国側の対応が注目されていましたが、遂に期限までに最高裁に上告せず、文書提出命令は確定しました。この命令は、伊方以外の原発訴訟に影響を与えるばかりでなく、他のいわゆる公害裁判にも深刻な影響を与えるということで、法務省を中心に突込んだ検討が行なわれたようですが、結局、最高裁に出しても勝目は少ないということで断念したといわれています。この画期的な決定が勝ちとられたのは、いうまでもないことですが、原告団、弁護団、支援の人たちの一体となった法廷の闘いが、国内、外の反原発運動の高まりと、ボロを出し続けている原発推進の企業、行政のお粗末さを背景に、完全に国側を圧倒した結果です。その中でも、独創的な法理論と戦術を駆使して奮闘された弁護団の役割は特筆すべきものだと思います。以下の文は、事務局の求めに応じて平松弁護士から寄せられました総括報告書です。長文ですので2～3回に分けて掲載しますが、会員の皆さんおよび、この決定に関心をお持ちの全国の皆さんのご研究を期待しています。なお、文書提出命令をめぐって法廷に提出された諸文書は、「資料5」として、近く発行する予定です。

(事務局)

文書提出命令に対する高松高裁決定を得て

伊方原発訴訟弁護団 平 松 耕 吉

はじめに

先般、昭和50年7月30日付朝日新聞朝刊につぎの内容の記事が掲載された。「原子力委員会は29日、発電用原子炉の安全審査のために電力会社から原子炉安全専門審査会に提出された参考資料を、商業機密に属する事項を除いて国民に公開する方針を決めた。科学技術庁はこの方針に基づき、これまで日本で設置を許可された原子炉21件、原子炉施設の変更20件のすべてについて、安全審査で電力会社から提出された参考資料を整理

し、・・・、8月1日から国会図書館と同庁の資料公開室に展示する・・・。(この措置は)伊方原子力発電所1号炉の設置許可取消の行政訴訟で松山地裁が「安全審査に関する資料を提出せよ」と国に命令したことが直接のきっかけとなった。国側は、同地裁の命令を不服として高松高裁に即時抗告をしていたが、同高裁第2部の秋山正雄裁判長はさる7月19日、地裁の資料提出命令を認める決定を下し、国はそれ以上法廷で争わなかった。・・・。

(右措置は国側が)伊方原発訴訟への影響をおそれたためである。原子炉設置許可の取消を求めた行政訴訟で国が勝つためには、安全審査の参考資料の提出を拒否できないと判断したわけだが、どうせ公開するならこの際すべての原発についての資料を公開した方が、住民対策上得策との考慮もあった。これまで電力会社から提出された膨大な参考資料が存在すること自体明らかにせず、原子炉安全専門審査会の議事録も秘密資料とされてきたことからみれば、こんどの措置は一步前進だが、どんなものを商業機密とするかの判断には大きな幅があり、公開の原則をどう運用するかは今後の問題だ。」(・印は筆者)

この様に、我々の伊方原発訴訟における文書提出命令獲得の効果が、まず、これまでに設置されたすべての発電用原子炉に関する安全審査資料の大巾な公開となって表れたことは誠に喜ばしいことであって、伊方のみならず、福島、東海第二など同種原発訴訟の進行についても多大の好影響が期待されることとなった。

しかし国側は尚、資料公開につき「伊方原発訴訟に勝つため」とのべ、あるいは「どうせ公開するならこの際すべての原発についての資料公開をした方が住民対策上得策」とのべるなど、極めて不当なコメントを為し続けており、相も変わらず地域住民及び国民に対する厳しい対立的姿勢を崩してはいないのである。

一般にこれまで、行政訴訟において、本件のような形で、民事訴訟法上の文書提出命令制度の活用が認められた先例は皆無であった。そして、一、二審決定が出るまで、国側には、まさかこの様な結果には至らないだろう、と

いうむしろ楽観的な雰囲気があった様である。そして原告らが伊方原発訴訟勝訴の第一歩として、この様に重要な決定を確定させたことは、国側に大きなショックを与えたことと思われる。

しかしそれだけに、国側も新たに体勢を立て直し、より厳しい態度で本訴訟内外の対応を強化して来ると予測される。原告側としても、提出命令により始めて国側と対等の立場で利用できることとなった文書資料を、最大限に有効に利用して行く努力をここで怠ってはならないと考えるのである。

文書提出命令申立に至る経過

もともと原告側には、本件訴訟提起の時から、国側が独占し秘匿している安全審査資料全部を、関係議事録も含めて一括公開させなければ、その主張する手続的・内容的違法の具体的実態を立証することは至難の技であり、殊に実質的審査欠如についての手続的違法の立証はほとんど不可能に近いと予測されていた。それ故、原告側は再三、再四、機会ある毎に資料の一括公開を求めたのであるが、国側は資料を独占的に利用し得る有利な立場を維持するため、合理的な理由なく、その任意提出に応じようとはしなかった。

そこで原告側はまず、審査手続の輪郭を知るために、昭和48年12月20日の第1回弁論期日以降、昭和49年12月12日の第5回弁論期日に至るまでの間、国側主張に対し毎回、右審査手続とその内容に関する種々の釈明を重ね、何時、如何なる機関において、どのような問題点につき、どんな審査が為されたのかをできる限り具体化させた。

しかしながら、回を重ねるにつれ、釈明事項自体、複雑多岐にわたらざるを得なくなっ

た上に、国側からは常に不十分な回答しか得られない状況となり、その間、蒸気発生器細管事故の原因及び対策についての審査に関し、国側が伊方原発審査当時にはおよそ審査検討したはずがない原因や対策についてまで、あたかも審査を為していたかの様に主張してきた不当な事情も生じたため、文書資料提出による審査手続、内容の確定が、公平な訴訟進行上不可欠と感ぜられることとなってきた。

折柄、昭和49年9月12日の第4回弁論期日直前に、これまで絶対安全とされてきた原子力船むつに、ずさんな安全審査を浮き彫りにするかの様な放射線もれ事故が生じ、美浜1、2号の打ち続く細管事故や燃料棒変形事故なども生じて、安全審査体制に対する疑惑と批判が高まる情勢を迎え、審査資料提出命令の必要に関する世論面での素地も益々固まってきたものと思われた。

そこで原告側は、すでに上記第4回弁論期日には準備していた文書提出命令申立書を、最も効果的な時点である昭和49年12月12日第5回弁論期日に提出して上記申立を為したわけである。この申立に対して国側から、昭和50年2月10日付意見書による反論が為された。これに対し原告側から、同年3月13日付第4回準備書面による再反論及び釈明を為し、ついでこの釈明結果に基づき、同年4月8日付第5準備書面により、従前申立書の文書の趣旨及び表示を一部補正するとともに、その立場を補完して主張の万全を期したのである。

文書提出命令申立に関する法律的問題点

法律上の問題点は多岐にわたるが、弁護団から見て、特に苦心して構成した若干の問題点についてのべれば以下のとおりである。

文書提出命令とは、民訴法311条に基づく一方当事者の申立により、民訴法312条に定める一定の原因があり、且、文書を有する他方当事者又は第三者がこれを任意に提出しようとしぬ場合に、裁判所が所持者に対しその提出を命じ、この命令に従って文書が提出されない場合には、一定の制裁（同法316～318条）が科せられるという立証上の制度であるが、主張立証等訴訟資料の収集を対等当事者の責任と権能にゆだねるという、民訴法の基本原則であるいわゆる弁論主義ないし当事者責任主義の例外的制度として、従前はむしろ限定して適用され運用されて来ていた。

例えば、国側意見書における提出義務原因についての主張にみられるように、民訴312条2号の「挙証者が文書の所持者に対しその引渡又は閲覧を求むることを得るとき」という規定が、「実体法上文書を支配し利用する権利を有する」文書の場合に限定して適用せられたり、同条3号前段の「挙証者の利益の為に作成せられ」た文書についても、「委任状、領収書、身分証明書等、挙証者の権利義務を発生させる目的で作成された文書ないし後日の証拠とするために挙証者の地位や権限を証明する目的で作成された」文書を意味すると解されたり、あるいは同号後段の「挙証者と所持者との間の法律関係につき作成された」文書についても、「契約書、通帳等、挙証者と文書の所持者との間の法律関係それ自体を記載した文書、及び、契約の草案、契約締結のための交渉過程で作成された往復書簡など、右両者の直接又は間接の関与のもとに作成されたものであって、両者間の具体的な法的地位が直接明らかになる様な」文書（東京高裁47.5.22決定）を指すなどと、狭く

限定して解するのが通常の解釈であるとされていた。

そしてこの様に狭く解するのは、一般に、同制度が弁論主義の例外であって、一旦、提出命令が出されこれに従わない場合には、当該文書に関する相手方の主張が真実と認められる危険を負担せねばならないという、厳しい制裁規定（民訴316条）等が存するところから当然のことと解されていたのである（前記国側意見書3頁参照）。

而して伊方訴訟において、原告側の必要とした文書資料は、伊方原発設置許可申請手続において提出された四電の申請書添付参考資料一切及び、これに対する原子力委員会、安全専門審査会、同部会若しくは科学技術庁原子力局作成の調査、審議経過記録とその参考資料一切という、極めて広範で包括的な多量の文書に及んでいたから、従来の限定的解釈によっては、このような提出義務についての、裁判所を説得するに足る理論構成が困難であった。

文書提出命令申立書の構成

文書提出命令規定について、より柔軟な解釈をもたらし、説得的主張を展開する為には、弁論主義の例外として、限定的に解釈する従来の考え方を転回させた上、行政訴訟の基本的特質（民事訴訟との差異）および原子力行政の理念（基本法二条の考え方）並びにとりわけ、国側の資料秘匿によりもたらされている原告ら国民の極めて不利益な立場についての強いアピールを結合し、構成する必要がある。

昭和49年12月12日付文書提出命令申立書1～7頁の申立内容及び、昭和50年3月13日付原告第4準備書面における国側へ

の反論は、この様な必要に従って構成せられたものである。（尚、文書提出命令に関する原告主張を、意見書ではなく準備書面で陳述する形を採ったのは、かかる構成が単に提出命令を得る為の主張に止らず、後のにべる様な弁論の全趣旨として訴訟の結果に影響を及ぼすべき重要な訴訟上の争点につながるという理由に基いている。）

要するに原告側は、(1) 弁論主義とは訴訟資料の収集を対等な当事者の責任と負担にゆだねるのが合理的であるという民事訴訟法上の考え方であるが、(2) 文書提出命令による裁判所の関与が特に認められる趣旨は、民訴法312条各号の如き文書提出を相当とする原因があるのに、所持者が理由なく文書を秘匿する場合、訴訟進行上、一方のみに有利で他方には極めて不利な不公平を生じ、実質的に当事者の対等な立場（弁論主義の基礎）が失われてしまう恐れある場合に、裁判所が職権的にこれを補完する要があると解されるからであり、いいかえれば、(3) 文書提出命令制度は、公平且対等な当事者の関与による訴訟資料の収集を目指す弁論主義を、実質的に補完させる制度であるから、殊に当事者の力関係に不平等ある行政訴訟においては、これが拡張適用され、当事者間の力関係を是正すべく有効に機能させられねばならない、という基本的主張を構成した。

加えて提出義務原因規定の解釈としては、伊方訴訟で提出を求める多量の文書について最も提出義務が認容され易いのは、文理上比較的拡張適用の余地の大きい民訴法312条3号後段の、「挙証者と所持者との法律関係につき作成された」文書に当たると解する場合であったが、同号のみを主張したのでは、一

般に比較的保守性も強いと思われる裁判所から、従前の解釈（殊に国側援用にかかる三菱原子炉撤去訴訟における東高裁47.5.22決定の如き解釈）を乗り越えるような果断な判断を得ることができない恐れも大であった。

そこで、申立の冒頭で、まず、我国原子力行政における安全審査資料非公開の状況を、米国原子力行政における資料公開に至った現状と対比しつつ、この様な安全審査資料非公開の合理的理由が皆無であるのみならず、非公開は独善的原子力行政による幾多の弊害を

現に生ぜしめていること、伊方原発設置許可手続においても、最も重大な利害を蒙るべき原告ら地元住民が何一つ知らされなかったのみならず、最後の砦ともいべき本件行政訴訟に至ってさえ、幾多の疑惑の存する安全審査手続の具体的内容も知らされることなくこれを争わねばならないという、不当に不利益且不公平な立場に立たされたままとなっていることを総論として強調した上で、重ねて、提出義務原因に関して次のとおりの主張を繰り広げた。（以下次号に続く）

「ヒロシマ」30周年

「核志向に総反省を」

—— 国の内、外からアッピール ——

広島、長崎被爆30周年を迎えて開かれた原水爆禁止大会では、いわゆる平和利用、とくにその中心となっている原子力発電に対する評価が、問い直され、論議され、いくつかのところでは、明確な態度が表明された。そうしたもののいくつかを以下に紹介しておこう。国内のものについては、原文が未入手なものと紙面に限りがあるために、いずれも、朝日新聞の記事からの引用である。また、米国の科学者、技術者の声明文は、その世話役の「憂慮する科学者同盟」(UCS)から送られてきた原文の全訳である。（事務局）

コミュニケ（一部分の要旨） 原水禁国民会議主催の国際会議 （広島8・4）

「会議では、平和利用と称する原発に反対する態度を明らかにした。それは放射能による環境汚染をもたらし、放射性廃棄物の処理方法を人類は完成させていないからである。

いかなる国の核兵器にも反対するという立場は、今日では平和利用と称する核エネルギー利用の否定をも含む文字通り核絶対否定の理念へと高められねばならない。

人類はいま核志向の過去30年の総反省を迫られており、会議は人類史上初の原爆の被害を受けた広島でこのことを確認し、すべての核を廃棄することを世界に向けて訴えることを決定した。」

大会宣言（要旨） 原水禁国民会議主催世界大会 （長崎8・9）

「私たちはいまや「平和利用」をも含む「いかなる核」にも反対する、という原理を声高らかに宣言する。それなしには、人類は生存そのものをおびやかされるからであり、人類は核との共存はできないからだ。」

討 論 (要 旨)

原水協主催公開討論会席上(広島8・6)
服部学(原水協専門委員, 前立教大原研所長)

「原子力発電には、原子炉の安全性、死の灰の最終処理、プルトニウムの原爆材料転用など問題は確かにある。が、真の問題は、日本の原子力開発がスタートした時の原点、平和利用三原則をふまえた原子力行政が欠如している点にあり、原発の潜在的な危険性については技術的に解決しえないことではない。国民の側に立つ行政さえ保証されれば、真の平和利用は可能である。いかなる「核」利用も絶対否定するという立場は現実的でない」

メアリー・クラーク(米国代表団長)

「平和利用を名とする、この「核」の怪物は、20世紀のフランケンシュタインといつてよく、いかなる世代の人間も次の世代にこんな放射能の遺産を残す権利はない」

宣 言

米国大統領および議会に対して

米国科学、技術界のメンバーから

核 エ ネ ル ギ ー

核分裂によって原子核の内部に蓄えられている莫大なエネルギーが放出される。この核分裂が戦争に用いられると、世界的な規模での惨禍が引き起こされる。平和時の電力生産に使われたときには、大量の放射性的副産物がつくり出される。それは重大な潜在的な危険な持っており、超高度な注意と理解力と精進さによってだけ制御できるものである。

かつて多くの科学者は、核分裂は人類に対して、安全で、安くて、そして汚染のない、無限の新しいエネルギー源をもたらすだろう

との考えを熱心に信奉していた。この初期の楽天主義は、重大事故、長寿命放射性廃棄物の処分、さらには、プルトニウムの健康と国家の安全に対する特別の危険などの問題がよりはっきりと認識されるにつれて、だんだんと崩れてきた。また、原子力を推進している人たちが、この新しい技術の遂行を妨げるような実質的な問題について、つぎつぎと評価を誤っていたこと、そして、国中に広がった原子力計画によって蓄積してゆく巨大な量の放射性物質を、安全に管理するのに必要な高度なしごとを、企業や個人がやり切れないであろうということも明白になった。

論 争 点

わが国の原子力計画は、いまや、芽生えつつある論争の焦点となっている。科学技術界の多くの思慮深い人たちが、原子力計画について責任を持っているいくつかの政府機関は、安全性を保证することに多くの点で保留の態度をとっている。たとえば、基本的な原子炉安全系の有効さは、適切な実験的証拠が不足しているために疑問とされている。わが国の原子力発電所の操業記録には、今日まで重大事故は含まれていない。これは喜ばしいことではあるが、全操業記録はまだ少いものであり将来に事故が起こらないという保証にはならない。実際、今日までの記録は、重要な装置の多くの欠陥、誤操作、そして設計ミス、さらには、原子力発電所を建設する際の品質管理の相つぐ弱点、などについての証拠を示している。原子炉の安全性の現状からすると、原子力計画が全面化する数10年の間に、重大な災害が起こらないとは考えにくい。

原子力計画が未来の世代に残す不吉な遺産

である放射性廃棄物の最終処分については、技術的あるいは経済的に実現可能な方法はまだ保証されていない。廃棄物に関していくつかの提案があり、その中の一つあるいはそれ以上のものが、最後には、満足なものであるとして提案されるかもしれない。しかし、これらのすべてについて、現在では、未解決な重要な疑問が残されたままである。

商業用の原子力発電所と核爆弾との関連も憂慮に価することである。政府や在野の評論家によって多くの研究がされたが、それらは、商業用原子炉でつくられたプルトニウムが盗まれたり横流しされ、不法な核爆弾や放射性テロ爆弾に使われたりするのを防ぐための保安手続には、多くの弱点のあることを指摘している。プルトニウムの保安手続を満足なものにするためには、米国の自由の習慣と相容れない、特別の広範な警備体制が必要だと思われる。この警備体制は米国を警察国家への道につき落しかねないのである。

プルトニウムの保安問題は国際的な次元のものである。というのは、米国と、それよりは小規模だが、カナダ、西独、そしてフランスとが、世界的な規模で商業用原子力発電所を販売する計画を、すでに始めているからである。もしそれらが続けられるとすると、何ダースもの国に、核兵器の手段、つまり、必要なプルトニウムを供給することになるだろう。

勸 告

現在原子力をとりかこんでいる諸問題は重要である。しかしそれらは、必らずしも不治ではない。原子炉の安全性、プルトニウムの保管、そして廃棄物処分研究についての大規模な研究が、これまでよりもっと優先的に、

そして能力を高めて行なわれれば、これまでに山積している技術的な心配に答えることは恐らくできるだろう。しかしそうする一方で、国は、原子力発電所の建設計画を急速に拡大する方向に進むことは無謀であることを認識しなければならない。そうすることの危険は全体としてあまりにも大きすぎる。それ故に我々は次のことを勧告する。すなわち、必要な研究において、そして、安全性、廃棄物処分およびプルトニウム保管についての現在の論争の解決において、重大な進展がみられるまで、新しい原子力発電所の建設の思い切った削減に着手するようにと。そして同じ理由から我々は国家に対してつぎのことを勧告する。すなわち、米国製の原子炉で副産物としてつくられたプルトニウムの使用について、国家的な保障に関する疑問の解決を留保している他国への原子力発電所の輸出計画を留保するようにと。

上述の諸問題を解決するまで核エネルギーに対する依存を少くするために、米国は、エネルギーの入手と使用について現実的な政策をとる必要がある。それは、石炭の取り出し、転換および燃焼ということと、代替エネルギーを開発することである。これらの政策は重大な挑戦を意味しているし、エネルギー政策に関する国家的な議論の場で、これまではとんどさけられてきていた決定も必要とするだろう。

我々は、第1に、総合的なエネルギー節約計画をわが国で実行しなければならない。この計画はすべての分野でのエネルギーの利用効率を増大させ、現在、輸送、暖房、および工業の各面ですてられているエネルギーを減らすにちがいない。

第2に我々は、つぎのことをわが国で実行に移さねばならない。すなわち、石炭火力発電所の汚染防止装置を早急にとりつけること、炭鉱労働者の安全性を改善するために強力な努力をすること、そして、ストリップ採鉱法の危険を少なくするための誠実な計画をつくることである。これらの措置は、もし国が我々の大量の石炭資源を、現在のエネルギー資源からこれからの数10年間の研究によって開発されるであろう資源に移るまでの間、役立たいとするのなら、不可欠である。

最後に我々は、つぎのことを実行しなければならない。すなわち、太陽、風、潮、および地殻の熱などのエネルギーを利用することのできる、もっと温和なエネルギー生産技術を全面的に研究し、開発するために必要な技術的な資金をふりむけること。核融合エネルギーの研究に対しても、優先権を与えねばならないだろう。

広島以来、核エネルギーを平和目的に用いようとしてきた試みはまちがっていなかった。しかし、これからの数10年間、他の代替エネルギーを実質的に排除して核開発にエネルギー資源を委ねようとした判断に重大な誤りがあった。また、安全性や国家保障の問題に、必要以下の考慮しか払わないで核エネルギーを商業化しようと努力してきたことも不幸なことであった。広島の30周年記念日に当たって、わが国は、これらの事実を認め、核計画の大きな増加速度を減少させ、そして、国民に相応なエネルギーを保証する他の適切な歩みをとらなければならない。

1975年8月6日

広島30周年記念日に提出

約2,300名の署名者の中には、ノーベル賞受賞者9名や、ウエスチングハウス社など民間会社の原子力技術者も含まれている。

事務局

反原発全国集会に参加しよう

会計報告('75.7/11~8/11)

収入

会費	99,500
カンパ	70,000
前月より繰越	389,682
計	559,182

支出

ニュース代	18,000
郵送料	9,875
為替手数料	980
会場費	4,750
コピー代	22,600
資料費	2,000
事務用品費	700
計	58,905

繰越金

500,277

夏季特別カンパ

総額で122,000円に達しました。
ご協力ありがとうございました。